

第7章 マレーシアの国家発展においてマス・メディアに期待される役割

はじめに

2018年5月、世界最高齢の首相誕生は、マレーシアのニュースとして久しぶりに日本でも大きく報道された。マハティール、92歳（当時）、1981年第4代首相に就任後2003年に辞めるまで22年間の長期政権を担った老獪な政治家の復活である。親日家として知られ、中国の一带一路政策になすがままの体であったASEANで「中国にノーと言える」人物としても期待されている。

一方、下野したUMNOを率いていた前首相のナジブ・ラザクは、2015年7月、国営投資会社ワン・マレーシア開発公社（1Malaysia Development Berhad：以下1MDB）の資金約7億米ドルが個人口座に流れているとのスキャンダルを米紙『ウォール・ストリート・ジャーナル』に報じられる¹など、ずっと不正の噂が絶えなかった。マレーシアでは2010年ごろから1MDBの不透明な取引や資金運用への疑惑がネットニュースに挙がっていたようだが、2014年にマハティールがこれらの不正を理由にナジブへの不支持を表明して以来、マレーシア国民の間でも関心が高まったとされる²。それでも、2018年の総選挙までナジブ政権が存続できた理由には、マレーシアの権力構造として首相に絶大な権力が集中していること、野党が各々の対立や与党の政局工作などによりまとまらないことが挙げられる³。しかし理由はそれだけではないと考える。それはマス・メディアの力である。マレーシアでは、政府が報道機関を許認可などで統制し、多くの新聞やテレビは政府系企業の所有となっている。そのため、メディアの姿勢が政府寄りであり、都合の良い報道に偏っている。

これまでも述べてきたように、マレーシアは主要なエスニック・グループである、マレー人、華人、インド人が、マレー語、華語、タミル語を話し、イスラーム、仏教や儒教、ヒンドゥー教をそれぞれ信仰する多民族、多言語、多宗教国家として近代化を進めてきた。その開発政策は、異なる民族や言語、宗教から構成される社会構造であることを前提に、イスラーム化と近代化の両方を進め、主要なマレー人の不満を政策によって抑制することで、エスニック・グループ間の衝突をさけつつ、経済の発展という成果を

出すものであった⁴。その過程において、マス・メディアは、どのような役割を果たしてきたのだろうか。

本章では、マレーシアの発展において一役を担ってきたマス・メディアとメディア政策について取り上げる。まず、マレーシアの独立前後のマス・メディアの誕生と成長について新聞、ラジオ、テレビを中心にみていく。次に法規制とマス・メディアに課された責任について述べる。最後にマレーシアのナショナル・アイデンティティの醸成に成果を挙げたのか、あるいはエスニック・グループの垣根を超えた報道に到達できたのか考察する。

第1節 マレーシアのマス・メディアの状況

(1) 新聞

イギリス統治下の19世紀初頭、ペナンに印刷機が持ち込まれたことから、マラヤ⁵の印刷媒体の歴史は始まる。1805年にペナン州で発行されたプリンス・オブ・ウェールズ島ガゼット (*The Prince of Wales Island Gazette*)が、最古の新聞とされている⁶。当時の英字新聞のほとんどは、地域社会、教育などのニュースをほとんど報じない、官報に準じたような主にイギリス統治を補助し、イギリスと英語の世界に焦点を当てたニュースをレポートしていたとされる。

現存する英字新聞ザ・ストレート・タイムス (*The Straits Times*) は、1845年に創刊されている⁷。中国語新聞の光華日報 (*Kwong Wah Yit Poh*) は、1910年に創刊された。タミル語新聞も同時期スタートしている⁸が、タミル・ネサン (*Tamil Nesan*) が、1924年に設立された現在も残る最も古いタミル語の新聞である。マレー語の新聞については、ウトゥサン・マレーシア (*Utusan Malaysia*) の前身、ウトゥサン・ムラユ (*Utusan Melayu*) が1938年創設と最も歴史がある。ただし、ウトゥサン・ムラユは、マレー語をアラビア文字で表記した *Jawi*⁹ で書かれていた。

イギリスの統治下で、インド系移民と中華系移民は同時期に労働者として流入したが、別々の役割を担ったこと、イギリスの統治体制が職種や民族ごとに組織されていたこと、加えてマレー人やマレー語ともそれぞれの言語、文化が大きく異なったことにより、エ

スニック・グループごと居住エリアも従事する仕事も分けられていた¹⁰。また、英語教育を受けたものとそうでないものとの格差もあった。そのため、それぞれのコミュニティとそれぞれの母語や教育を受けた言語で書かれた出版物を手にし、そこから情報を得ていたし、それぞれの言語による出版物が発展していったと考えられる。当時の識字率は、当然高くはなく、男女の格差、地域の格差もあったと考えられる¹¹。それでも 1930 年代半ばまでにシンガポールとマレー半島には 84 以上の定期刊行物が出版されていた。新聞は、情報の商業化とプロ意識主義による報道主義の増大と、手頃な価格と相まって、一般に受け入れられていった。1931 年までに、男性の 3 分の 1 以上が識字しており、新聞や雑誌は広く普及し、特に教育を受けた者や公務員の間で人気が高かった。また、メディアとジャーナリズムの発展は、経済活動の活発な、ペナンやシンガポール、マラッカなど海峡都市が中心となり、広がっていった。第 2 世界大戦以前の流通している著名なマレーシアの新聞には、先に挙げたもの以外にも *Warta Malaya* (1931-1941)、*Majlis* (1931-1941)、*Lembaga* (1935-1941) などがある。

これらが 1941 年で途切れているのは、1942 年から 1945 年までの日本統治時代、多くの新聞が停刊を余儀なくされたためである。しかし、日本の統治の終焉とともに再興し、その後から 1957 年のマラヤ独立まで、独立運動を主導したマス・メディアは新聞である。

現在マレーシアには、主な新聞だけで 40 紙以上あり、英語、マレーシア語、中国語、タミル語を用いている。地域ごとの言語特性としては、マレー半島では 4 言語すべて発刊されているが、先住民族や華人の多いサバ州では、*The Borneo Post*、*New Sabah Times* など英語紙と、詩華日報や自由日報などの中国語紙が発刊されている。サラワク州では *New The Borneo Post*、*Sarawak Tribune*、詩華日報、*United Daily Newspaper (Miri Daily Newspaper)* などの英字新聞、中国語新聞が充実しているが、ボルネオ島全体でもマレーシア語紙はウトゥサン・ボルネオ (*Utusan Borneo*) とウトゥサン・サラワク (*Utusan Sarawak*) 程度しかなく、タミル語紙は作られていない。

*Media Planning Guide*¹²によると、全体の新聞購読者数は約 940 万人と成人人口の約半数であるが、インド系住民だけでみると約 80% が購読しているという。これは、インド系住民にとって新聞は重要な情報源となっていることが読み取れる。後述するが、その要因はタミル語のラジオ放送やテレビ番組が少ないことが挙げられる。

一方、紙媒体の新聞は発行部数が減少しつつあり、タブレットやスマートフォンなど

で配信されるニュース、記事が今後は成長していくことが見込まれている。

(2) ラジオ放送

1921年、ジョホールに A.L. Birch と電気技術者たちは、最初のラジオをマレーシアに持ち込んだ。Birch はジョホール無線協会 (Johor Wireless Society) を結成し、300メートルの周波数で放送を開始した。次いでマレーシアのワイヤレス協会がペナンに設立された。週何度かの短波放送を経て、1934年マレー語、中国語、タミル語、英語で放送を開始する¹³。

イギリス政府は、開発初期段階ではラジオにあまり関心を示さなかった¹⁴。そのため、しばらくアマチュアによる放送、ネットワークが形成されていたが、1940年には、政府機関として英国マラヤ放送局 (The British Malaya Broadcasting Authority) が組織された。1942年からの日本統治時代は、日本政府に管理利用されたのち、1946年4月に The Radio Broadcasting Department (Radio Malaysia) がラジオ放送を開始した。最初の2つのラジオ局は、マレー語のラジオマラヤと英語のブルーネットワークであった。1960年、ラジオで商業広告が許可され、情報発信が新しい時代を迎え、政府の新たな収入源となるが、受信エリアは1964年でマレーシア半島の約40%でしかなかった。やがて1970年代から80年代にかけて地域放送が開始され、マレーシア全土に放送が広がり、民放放送も開局した¹⁵。

現在は、60から70局がラジオ放送を行っている。そのうち34局が公営で、全国放送がマレーシア語3局、英語、中国語、タミル語が各1局、地方放送局は、マレー半島14州すべてに1局ずつ、サバ州6局、サラワク州8局がある。民放放送はスター (STAR) やメディア・プリマ (Media Prima) など大手メディア会社の傘下の放送局、あるいは地方のコミュニティラジオ、イスラーム色の濃い放送を行う放送局などがある。

使用されている言語は、マレーシア語が一番多く87%を占める、次いで、英語放送11%、中国語放送が7%である。特徴的なのは、タミル語を専門とする放送局が、筆者が調べた限りでは公営放送の *Minnal* が1局と、民放のアストロラジオ局 (Astro Radio) の THR 1局のみであることである。インド系住民が占める割合は、マレーシアの総人口の7%であることから、国内のエスニック・グループの対比率よりも格段に少ない割合といえる。そのため、リスナーも異常に集中しており視聴率40%代をキープしてい

る¹⁶。一方、中国語の放送局は公営放送が、Ai-FM 1局、民放放送が4局である。こちらにもエスニック・グループの対比率に対し、多いわけではないが、スターラジオ (Star Radio)、メディア・プリマラジオ (Media Prima Radio)、アストロラジオの大手メディア会社による運営でそれぞれ特徴があり、視聴者に選択肢が与えられている。

ラジオは、視覚と聴覚の両方に訴えかけるテレビ放送に比べて、音声のみを伝える放送のため、テレビや衛星放送に比べて市場も小さく、目立たない存在である。しかし、最近では、災害時の情報伝達手段としての役割やソーシャルメディアによる双方向交流の手軽さと手ごたえからか、マレーシアにおいても視聴者が微増しているという調査結果もある¹⁷。

(3) テレビ放送

マレーシアのテレビ・メディアは、1963年10月に誕生し、ラジオ・テレビ・マレーシア (Radio Televisyen Malaysia:以下 RTM) 1チャンネルがスタートした。その当時の放送は、平日の午後6時から午後9時までと、週末の午後6時から午後11時まで、首都だけに限定されていた。その後、1964年から1965年の間に、国はTV送信機の拡大を実施、2番目のチャンネルは、1969年に開設され、RTM 2¹⁸がスタートした。また、このころラジオ放送とテレビ放送は、マレーシア情報局の許可を受けて正式に合併され国営放送として統一された。しかし、放送環境の急速な発展にもかかわらず、東マレーシアのサバ州は1971年、サラワク州はさらに遅れること1975年に初めてテレビ放送は開始されている。1978年にはカラーテレビが導入されている。RTMは、マハティール政権下の1980年代の規制緩和政策によって、1984年、民間の地上波アナログ放送のfree-to-air (以下:FTA) TV3が登場するまでは、唯一の放送事業者であった。

TV3に続くのが、CATVの(1994年に創設され、2001年に閉局された)Megaテレビ、1996年の直接放送衛星によるペイテレビ事業のASTRO(All-Asian Satellite Television and Radio Operator)である。他に、NTV7、8TV、TV9という民間のFTAのネットワークが続々と開局した。これらには、マレーシア語でのイスラーム事情の番組を提供する第3の国営ネットワークであり2010年10月開局のTVアルヒジラー(TV Alhijrah)、ベルナマTV(BERTV)とアストロ・アワニ(ASTRO AWANI)のような24/7アストロ・マレーシア・ニュース・チャンネル(24/7 ASTRO Malaysian news channel)、ワールド・ブロードキャス

ディング・チャンネル(Worldview Broadcasting Channel)が含まれる。この民営化の10年は、第3代首相のダトゥク・フセイン・オンから第4代のマハティールへの新しい政権への移行から始まった。この新政権の民営化に対する確固たる政策は、多くの民間放送局の設立を加速させた¹⁹。

(4) 大手メディア企業による市場の独占

ここまで、新聞、ラジオ、テレビの3種のマス・メディアを見てきたが、マハティールの民間への規制緩和以降、多くのメディア参入と廃止、統合あるいは買収を経て、近年マレーシアでは図1のようなオーナーシップ化とメディア・ミックス化が進んでいる。そして、マレーシアのメディアは、複数のメディアを使い、相互作用をねらうクロス・メディア化と、大手企業によるメディア支配が行われている。

図1 マレーシアの大手メディア企業とクロス・メディア状況

	Astro Malaysia Holdings Berhad	The Star Media Group	Media Prima Berhad	Media Chinese International Ltd
テレビ	課金制衛星放送 160チャンネル	(online TV)	FTAの民放4局 すべて	—
ラジオ	9局	4局	3局	—
新聞	—	The Star (英)	New Straits Times (英)	Nanyang Siang Pau (南洋商報)
			Berita Harian (BM)	Sin Chew Daily (星洲日報)
			Harian Metro (BM)	China Press (中国報)
				Guang Ming Daily (光明日報)
			New Life Post (新生活報)	
雑誌	有	有	—	有
デジタルメディア	有	有	有	有

出所：Media Planning Guide Malaysia, 2015 を基に筆者作成

さらに、民営化と商業化は、多様なテレビ・ネットワークと番組制作の増殖を可能に

したが、これらのネットワークの政治経済的な基盤に注目することが重要である。図2に示したとおり UMNO は、メディア・プリマを通じて、国営テレビの RTM と TV アルヒジラーを含めて、TV3、8TV そして 9TV に相当な利権を持っており、同様にベルナマとアストロ・アワニ、アストロ・マレーシア・ホールディングスは、T.アナンダ・クリシュナ(T. Ananda Krishna)のファミリーによって保有されていると思われる。彼は、東南アジアで最も富裕な人物の1人で、マハティールの良き友人だと言われている²⁰。

数年にわたって、マレーシアのメディア産業は、メディア所有の集中と合併の増大という悩ましい傾向を目の当たりにしてきた。また問題なのは、主流の組織が与党連合と密接に結びついているか、それと親しい少数の者の手中にあるということである。マレーシアにおける新聞所有のパターンを一見すると、BN を構成する様々な政党と、それらの経済的盟友の関与の程度がわかる²¹。

図2 国民戦線 (BN) とマス・メディアの関係

国民戦線(BN) (与党連合)		
UMNO :United Malays National Organisation	MCA :Malaysian Chinese Association	MIC : Malaysian Indian Congress
統一マレー人国民組織	マレーシア華人協会	マレーシア・インド人会議
Astro Malaysia Holdings Berhad	The Star Media Group	Tamil Nesan Sdn Bhd
Media Prima Berhad	Media Chinese International Ltd	Penerbitan Sahabat Sdn Bhd
Utusan Melayu Berhad		
Berjaya Media Sdn Bhd		
※BN には、Gerakan (マレーシア人民運動党) も参加しているが、メディア企業とのつながりはない		

出所 ; ‘Democracy, Media and Law in Malaysia and Singapore’ Edited by Andrew T. Kenyon, Routledge, 2014.

‘Media Planning Guide Malaysia, 2015 から筆者作成

メディア・プリマはこの国では最大のメディア・コングロマリットであり、ニュー・ストレイト・タイムス新聞社の大量の株を保有しており、英語紙のニュー・ストレイト・

タイムス(New Straits Times)とニュー・サンデー・タイムス(New Sunday Times)、そしてマレー語紙のベリタ・ハリアン(*Berita Harian*)、ベリタ・ミング(*Berita Minggu*)、急速に成長しているハリアン・メトロ(*Harian Metro*)を発行し、またテレビチャンネルのTV3、8TV、チャンネル9、ntv7を保有している。このグループは、UMNOに近いといわれており、またラジオ局のWAfmとFly.FMも所有している。一方、MCAの投資先である、Huaren Holdingsは、英語紙のザ・スター(*The Star*)とサンデー・スター(*Sunday Star*)、中国語紙のナンヤン・シアン・パウ(*Nanyang Sian Pau*)とチャイナ・プレス(*China Press*)を所有し、ラジオ局のRedi988とRed104.9を所有している。Huaren Holdingsによる、2001年3月28日のナンヤン・シアン・パウとチャイナ・プレスを発行するNanyang Press Holdingsの取得は、華人社会全体から強力な反対を引き起こした²²。何故ならこの売却は「マレーシアにおけるプレス自由の終わり」と考えられたからである²³。

Utusan Melayu Berhadグループは、UMNOと密接に結びついていて、マレー語紙のウツサン・マレーシア(*Utusan Malaysia*)²⁴、ミングアン・マレーシア(*Mingguan Malaysia*)、タブロイド紙のコスモ!(*Komso!*)を発行している。新聞以外にも、ワニタ(*Wanita*)、マンガ(*Mangga*)、サジ(*Saji*)、リアス(*Rias*)、URTV、ハイ(*Hai*)、マスティカ(*Masutika*)、ハルモニ(*Harmoni*)、As-Isam、カワン(*Kawan*)、プミキル(*Pemikir*)とウンフ(*Umph*)という雑誌を発行している²⁵。

材木王のティオン・ヒュー・キング(Tion Hiew King)は、カンボジア、インドネシア、パプア・ニューギニアに別のメディア企業を持つ他、Sin Chew Media Gorp Bhd.を所有し、人気のあるシン・チュウ・デイリー(*Sin Chew Daily*)、グアン・ミン・デイリー(*Guang Ming Daily*)を発行している²⁶。このサラワク人のメディア事業家は、サラワク州の政治的エリートと密接な関係にあり、Nanyang Press Holdings Bhd.における彼の株を増やしているとも言われ、彼は「グローバルな中国語のメディア・ネットワーク」を打ち立てようという野望を満たすのに一歩近づいているという懸念を煽っている。もう一人のサラワク人の材木王ロー・ヒュー・キアン(Lau Hui Kiang)は、華人社会でティオンの影響力が増すのをチェックするために、当時のマハティール首相から、中国語のオリエンタル・デイリー(*Oriental Daily*)を運用する許可を与えられた。デイリーの誕生は、2002年9月に設立されたその日に差し止められるという苦痛と苦悩に満ちていたが、内務大臣との3ヶ月にわたる交渉の後ようやく復帰した²⁷。Nanyangが引き継いだ直後のオリエンタル・デイリー(*Oriental Daily*)の誕生は、批判と反論のための民主的な空間を提供する、

という希望を華人社会に抱かせた。しかし、これらの希望は、新聞が次第に自己検閲するようになるにつれて打ち砕かれ、内務大臣の圧力に屈し、批判的な執筆者によるコラムも終了したと評価されている²⁸。

資本と企業規模の点で、上記のメディア・コングロマリットと同列とはいえないが、タミル語新聞のタミル・ネサンが、BN を構成する一政党である MIC の現総裁のサミー・ベルー(Samy Vellu)の夫人 (インドラニ・S・ベルーIndrani S. Vellu)によって発行されている。もう一つのタミル語の日刊紙マレーシア・ナンバン(Malaysia Nanban)も MIC と密接な関係にある。これらの新聞と MIC の関係が密接なのは明らかである²⁹。

上記に示したように、増大するメディア所有の集中と買収は、メディア産業が過去 10 年以上にわたって、次第に商業化したことを意味する。主要な新聞組織は巨大企業になり、常に株主を喜ばせるために企業収益を上げる方法と手段を追い求めている。それは、購読者と発行部数の割合が、最終的に広告収益に置き換えられるためである。さらに、マレーシアのメディア所有のパターンは、特に与党連合が、政治的覇権の亀裂に直面した時、国家が重大な危機にある時、あるいは総選挙でその公的な姿勢を広めることが必要な時、主流の新聞、その他のマス・メディアと「密接な協調」を行う機会を持っていることを示している。メディアという組織は、与党をイデオロギー的に支持すること—そしてこうした形の「友情」に逆らわないこと—が期待されている³⁰。

第2節 マレーシアのメディア政策

(1) マス・メディアと法規制

マレーシアには、国家の発展とともに、国内の安全と秩序を保護し、促進するという名目で設置された、いくつかの法律がある。マレーシアが多民族的、多文化的、多宗教的であるという性質が、国家がこれらの法律を適用するための都合のよい根拠にもなっている。例えば、扇動法 (The Sedition Act, 1948 年) は、イギリス植民地時代にできた法律で、政府やスルタンなどの権力に対して、あるいは、マレー文化、人種やイスラームなどの宗教に対する批判的な言論に対して度々適用され、言論封殺の道具として使用されてきた面がある。具体的には、マレーの特別な権利やマレーの統治者の主権に疑義

を挟んだり、騒動的な言動を発したりした者を訴追することができる。1960年に制定された国内治安維持法（Internal Security Act : ISA）も、国家治安、行政保守、経済成長への脅威に対処するもので、裁判無く拘留できるなど内務大臣に大きな権限を与えている。このようにマス・メディアに対する直接的な法規制がなくとも、社会の支配的な規範、統治の上で必要とする事情と政策のため、そして聴衆たる国民への規制として間接的な規制を達成している。

次に、印刷物出版物法（The Printing Presses and Publications ACT : 以下 PPPA）と、その前身の1948印刷物出版物条例（The Printing Presses Ordinance of 1948）は、印刷・出版産業を管理する一連の法律である。この法律は、すべての新聞と雑誌などの定期刊行物は内務大臣による出版許可証を所有していなければならない、それを毎年申請しなければならない、と規定している。また、関係する出版が「国の安全」を侵害するような行動をとったと判断された場合には、関係大臣に出版の許可を取り消せる権限を与えている。PPPA以前は、大臣に12ヶ月間の許可を与える権限を与えていたが、1984年以降は、大臣には、大臣が妥当だと判断した場合には、許可する期間をさらに限定することができる権限が与えられた。さらに1988年、公序を乱したという理由で内務大臣が出版物の出版許可を取り消したり、停止したりした場合、大臣の決定に対する法的な再審理が出来ないよう修正された。これは、司法に対する行政の優位を意味している³¹。PPPAは、マレーシアのメディア産業の不健全な傾向、特にマレーシアの新聞の所有権が、政府と密接な関係にある者、あるいは親しい少数の者に集中することを促している。内務大臣の行使する権力が絶大であるとするなら、ほとんどの出版許可は権力者と親しいと思われる申請者に都合よく発行されることになるし、先に見たBNによるマス・メディアの支配状況からも、偏りは明らかである。

国家機密法（The Official Secrets Act）は、公務員の守秘義務違反取締、情報漏えい防止を目的としている。つまりジャーナリストの職業的な義務として、彼らが特に政府当局から情報を取得させないようにする法律である。

放送法（Broadcasting Act）、電気通信法（Telecommunications Act）は、免許制や報道規制について厳しく定める。マレーシアの放送産業を監視し、管理するために制定された直接的な補法規制である。後の通信・マルチメディア法（Communications and Multimedia Act）は、通信及びマルチメディア産業に対する管理、監督、規制等の執行を通信マルチメディア委員会（Malaysian Communications and Multimedia Commission : 以下 MCMC）

に委ねる「規制緩和」を目的としているが、他の法律や規制との兼ね合いから、各メディアへ「自主規制」を求める状況に変化はない。MCMC は国家政策と歩調を合わせ、マレーシアにおいて拡大するメディア、通信産業を監視している³²。

ところで、PPPA はインターネットに適用されないため、ジャーナリズム性の高いメディア・サイトとして、*Malaysiakini*³³を立ち上げることができ、1999 年以来許可無く、活動し続けている。インターネットのメディア活動は、先に挙げたインターネット等を直接規制する法規制はないが、それにも関わらず、伝統的な法律、国家秘密法、国内治安維持法、印刷物出版物法、扇動法に縛られている³⁴ため、政府が行き過ぎる報道と判断すれば、規制することは簡単になっている。しかしながら、今年 5 月の政権交代は、マハティールがツイッターとフェイスブックを駆使して若い世代にアピールしたことも勝因と言われている³⁵。

(2) マス・メディアに課せられた責任

社会におけるマス・メディアの役割とは何か、メディアはどのような働きをすべきか、あるいはすることを期待されているか、マス・コミュニケーションの誕生とともにずっと問われてきた問いである。F.S.シーバードらは、マス・メディアの機能や理論について次のように 4 つに分類している³⁶。まず権威主義理論は、最も古く権威主義的風土のなかで、上から下へと機能する権力者や支配者のためのツールであるとする。自由主義理論は、権威主義理論と逆転し国家の道具ではなく、政府統制やその影響から自由であることが不可欠で、独立した存在であることとした。社会的責任理論は、自由主義理論の進化版で 20 世紀にアメリカで発達した理論である。倫理や人権に反することのないようマス・メディア自身が自主規制の機能を持たなければならなくなった。それに対し共産主義理論は、ソビエトの共産主義を念頭に私的な所有の許されない完全に統制された国家の武器としての役割を担う。このように国や時代によって違いが顕著なのは、その国の国力、マス・コミュニケーションを支える技術的相違力や資源、都市化の進行程度の相違によるからであり、またマス・メディアは、社会的政治的構造に応じた形態をとるものだとしている³⁷。

さらに D.マクウェールは、民主的参加のメディア理論と発展途上国のメディア理論

の2つを加えている³⁸。発展途上国のメディア理論は、成熟していない国家社会、民衆に対して、マス・メディアが果たす役割を論じている。民主的参加の理論とは、送り手と受け手双方向の参加型メディアで、多元性、小規模性、地域性、非制度化したメディアであるとされる。現代のソーシャルメディアがまさにこの理論のとおりマス・メディアであり、個人間や組織との交信が「会話」として可視化され、拡散される。受け手が必要な情報を入手したり、反論したりして、自由な環境の下でコミュニケーションが図れるといった意味で、非常に有用である一方、フェイクニュースやハラスメント、テロの温床などといった新たな問題も発生している。

では、これらの理論をマレーシアに当てはめた場合、発展途上国のメディア理論が、もっとも近いものと思われる。イギリスの植民地であったマレーシアは、戦争こそ起こさずに独立したが、多民族、多宗教、多言語国家として多くの問題を抱えて船出した。経済的、社会的にも発展途上国のマレーシアの国家形成におけるマス・メディアに課せられた責任とは何か、それは国家の経済的発展のために尽くすことであった。そこで、発展途上国のメディア理論をもとに、マレーシアのメディア政策と成果を検証する。

D.マクウェールは、発展途上国のメディア理論の主要な原理を6つ挙げている³⁹。

- ①メディアは、国家によって確立された政策と軸を一にして、国家発展という任務を受け入れ、かつ遂行しなければならない。
- ②メディアの自由は、経済の優先性と社会発展へのニーズ、に基づいて制限を受けなければならない。
- ③メディアは、その内容面で、自国の文化や言語を優先させなければならない。
- ④メディアは、ニュースや情報の面で、地理的、文化的、政治的に近接した他の発展途上国との連携を優先させなければならない。
- ⑤ジャーナリストその他のメディア労働者は、情報収集と伝達の仕事において、自由をもつと同時に責任を負っている。
- ⑥発展途上国の目的という利害に関して、国家はメディアの活動に介入し、制限を加える権限をもっており、検閲や助成や直接統治などのコントロール手段を用いることは正当なこととみなされる。

この①から⑥の原理について、マレーシアに当てはめてメディア政策と成果を検証す

る。

①マレーシアは1969年の5.13事件以降、国家理念ルクヌガラを打ちだし、新経済政策、マレーシア計画といった国家建設プロジェクト、開発政策を策定している。ラジオやテレビは国営放送としてマレーシア連邦の創設と軸を一にする。そして、植民地後の主権的な国民国家としてのマレーシアのアイデンティティを構築するために、ほとんどの、メディア、主にテレビの利用を通して実施されてきた⁴⁰。国家発展という任務を受け入れ、かつ遂行してきたことがわかる。

②のメディアの自由については、RTMが、1963年10月に誕生し、マハティール政権下の1980年代の規制緩和政策によって、1984年のTV3のような民間の地上波アナログ放送のfree-to-air (FTA)が登場するまでは、唯一の放送事業者であったことから、一定の社会的発展を遂げるまで規制されていたことから制限されていたといえる。

③は、時代とともに変化している。まず、イギリスの統治者たちが残したメディアのインフラを引き継いだマレーシア情報省は、国家の誕生を称え、多様なエスニシティをまとめる上で、マス・メディアに主要な役割を課したと考えられる。しかしながら、メディアは、マレーシアを本質的にブミプトラ（土着の人間）か非ブミプトラ（土着でない人間）か、あるいは多数派の国民・少数派の国民というような、エスニックを両極化する視点で建設するのに役立ってきた。国営メディア、特にテレビは、エスニックの系譜に沿って発展してきており、様々な日常言語のニュースの経路を通して、マレー人、華人、インド人、東マレーシアの視聴者にサービスを提供してきている。

④については、インドネシアとの結びつきを強くしている。これは地理的な側面から、マレー群島の視点からマレー語で、ローカルなニュースを配信するグローバルな事業者として、インドネシアのTVヌサンタラを設置しようという動きがある。一方、この点についてマレーシアでは、エスニック・グループ間の敏感問題にかかわることから、シンガポールのマス・メディアの流入が抑制されている。隣国との政治的關係によっては連携の優先はなされないといえる。

⑤については、前章の出版物のところで見たとように、創設当初は試行錯誤と自由な報道が生きていた。しかし、独立後のマレーシアのマス・メディアとジャーナリストから自由は消える。それはほとんどのメディアが国営か、あるいは政党の傘下にあったことから容易に押し量ることができる。

⑥の検閲や助成や直接統治などのコントロール手段は、先に見たように直接、間接的

な法律による規制と、与党とマス・メディアの密接な関係から、十分にコントロールされている。

RTM は、情報省（2009年には情報通信文化省、2013年には通信・マルチメディア省に改称）の管轄の下、1970年代以降新しいマレーシアを創造するために広範囲にわたって動員された。その後、1980年代にマハティールの下で実施された民営化の波は、国家建設のアジェンダのために多様なメディアとテレビを利用することを促した。

グローバル化の流れは、マレーシアに新しいグローバルなテレビとインターネット・メディアをもたらしたが、一方でそれは国家政策と主要メディアの直接、間接の管理を覆したことで、マレー・ブミプトラ・アイデンティティの脱土着化と再構成の動きが続いた。事実、標語の形式でテレビ放送される公的キャンペーン、公共サービスのアナウンスは、繰り返し情報技術（IT）の利用をマレー・ブミプトラに紹介し、彼らが技術に精通し、サイバー空間を活発に利用できるようになるように促している⁴¹。

第3節 マレーシアが構築したマス・メディアのあり方

（1）多民族国家ゆえのマス・メディアのあり方

これまで見てきたように法令や規制等で、マス・メディアの活動や内容を厳しく統制していった背景には次の点が挙げられる。

マレーシアのマス・メディアは、政府と協力して経済開発やコミュニティの発展に貢献し、社会の調和を乱す報道を控えることが、「責任」として強く求められたことである。「アジア的価値」とも言われ、シンガポールのリー・クアンユーやインドネシアのスハルトなども同様のイデオロギーを持っていたといわれているが、マハティールも、強力なリーダーに率いられた政府の存在を前提に、西欧の自由主義的なメディアとは一線を画し、個人的利益よりもコミュニティの利益を優先し、政治的決定におけるコンセンサスを重視し、経済開発と国家への忠誠、社会的団結を促す媒体としての次のような役割をマス・メディアに課していた。

- ・ 国家の発展や統合につながること
- ・ 政策のアピール

- ・経済活動や消費活動の促進
- ・教育や文化継承

そして、マレーシア語と、マレー文化とイスラームに則った価値観を中心に、政府や政権与党に寄り添わせるためのメディア政策となった。これは、「マレーシア版発展途上国のメディア理論」といえる。

この強硬政策には2つの「非常事態 (Emergency)」の経験と、その再発を恐れていることも理由の一つである。1つ目の「非常事態」は、1948年から1960年の時期にかけて、共産主義の台頭であった。これによりマラヤ (マレーシア) の市民社会は、新聞とラジオ放送の活動を方向づけることになった。また、メディアを政治化し、政府によるメディアの発展の管理と方向づけを当然のものとし、メディアを模範的なものとして捉える環境を生み出した。1969年のもう1つの非常事態、5月13日の人種暴動もまた、メディアに多大な影響を与えた。スリミングは、暴動期間中のメディア管理における大混乱の状況と専門性の欠如について記述している⁴²。この暴動の後、テレビの管理と番組作りに変更が取り入れられたが、それはルクヌガラ、すなわち国民的調和として知られる国家的イデオロギーに基づいたものであった。この非常事態の間、首都と地方のメディア放送の中心にあった RTM のラジオとテレビによる多言語的な放送は、「分裂を助長する」として削除された。こうした2つの「非常事態」は、マレーシアの放送の構造とイデオロギー双方に主要なインパクトを与えた。政府は、放送施設を拡充させ、改めて多言語における番組作りの考えを確立し、広く政府の国家建設と国民文化のプロジェクトの不可欠な部分と考えられる放送サービスを生み出した。

(2) エスニック・グループとマス・メディア

マレーシアには、マレー人、華人、インド人とマレー・ブミプトラにカテゴライズされている先住民族が、それぞれの文化、習慣、宗教と社会を形成してきた。マレーシアの開発政策は、宗教や言語の違いが、エスニック・グループ間の大きな差異であることを受け入れ、それらの間の衝突を避けつつ、社会の発展という結果の伴った成功を果たしてきたといえる。マス・メディアもその一翼を担ってきたことに疑問はない。

一方、ウミ・カタブ (Umi Khattab) は、国家的なテレビ・キャンペーンは、マイノリティ・エスニック・グループからのインプット無しに制作されたものであるが、それは、

これらのキャンペーンを企画し実施してきた者が概してマレー・ブミプトラ自身であり、彼が放送産業と公務における主要な位置を占めている（それ自身、新経済政策の結果である）ということを理解するとわかりやすい⁴³、と指摘している。つまり、メディア政策の成果として、マレーシアのメディアは政府のコントロールの下、番組を作成し、報道、放送している。多言語化は、それらの放送を単に、英語に、中国語に、タミル語に翻訳したに過ぎないのではないか。

また、ワン・マレーシア構想は、マレーシアのナショナル・アイデンティティともいえる、マレーシア人という理想をキャンペーンしているが、国内のエスニック・グループ間の衝突を避けるあまり、マレー・ブミプトラ以外のエスニック・グループに対する変化のプロセスを飛び越えている感は否めない。

むすび

マレーシアのマス・メディアは、1960年の独立以降、積極的な政府の関与により、統制を強めるイデオロギー、政策のもと、成長してきた。特に、活動を阻害する法として挙げられるのは国家機密法、国内治安維持法、扇動法、印刷機・出版物法、放送法などである。また、マレーシアのマス・メディアは、政府と協力して経済開発やコミュニティの発展に貢献し、社会の調和を乱す報道を控えることが、「社会的責任」として強く求められた。これは「アジア的価値」と言い、シンガポールのリー・クアンユーやインドネシアのスハルトなども同様のイデオロギーを持っていたといわれている。マハティールも、強力なリーダーに率いられた政府の存在を前提に、西欧の自由主義的なメディアとは一線を画し、個人的利益よりもコミュニティの利益を優先し、政治的決定におけるコンセンサスを重視し、経済開発と国家への忠誠、社会的団結を促す媒体としての役割をマス・メディアに課していた。具体的には、国家の発展や統合につながること、政策のアピール、経済活動や消費活動の促進や教育や文化継承である。そしてそれは、マレーシア語と、マレー文化とイスラームに則った価値観を中心に、政府や与党に寄り添わせるための政策であった。

こうした法令や政策を背景に、与党 BN の UMNO、MCA、MIC がそれぞれの支持母体のエスニック・グループのためのメディアを持つ構造となった。こうしてマレーシア

では政府与党の長期政権は支えられ、マレーシアは安定した発展を遂げたと考えられる。特にマハティール政権下の 2000 年ごろまでは経済的な成果もあげている。一方で、民主的な報道の阻害や大企業による独占といった弊害が指摘されている。それは、執政権力の強大化とメディアの服従といった構図や商業主義、経済至上主義によるメディア・文化産業としての未熟さ故ともいわれている。

結果として、マレーシアのマス・メディアをめぐる状況は、①厳しい法規制、②メディア企業の巨大化、独占化、③政府与党との癒着、④エリート層の華人を取り込んだ商業システム化、が特徴となった。メディアにおいても、マレー人を優位とした政策にかわりはなく、非ブミプトラにとっては押さえつけられたままの状況であった。しかし、このような政策が、マレーシアが国家として発展を遂げる一因となったことは、間違いないと考えられる。

繰り返しになるが、マレーシアのマス・メディアは、開発のためのジャーナリズムであると考えられる。政府あるいは与党が、マス・メディアに対して、国家の発展・統合政策を支持するよう求めるものであり、「アジア的価値」を体現しようとする東南アジアの開発独裁体制にしばしば見られるジャーナリズム観であり、制度であるからである。マス・メディアを政権与党 BN の政策、イデオロギーに寄り添わせようとする「マレーシア版発展途上国のメディア理論」であるといえる。

華人の視点からみると、①直接華人に対する法律、規制はないが、マレー文化とイスラーム、マレーシア語よりも華人、華語が下位におかれているのが実態である。②商業的には与党側に付くことで成功している。③敏感問題に触れられないため、エスニック・グループ間の関係に進展はみられない。つまり、5.13 事件から 40 年以上経ても、ワン・マレーシアといわれながらも、エスニック・グループに関して話し合うことができないといった状況であることが浮かび上がった。

注

¹ “Investigators Believe Money Flowed to Malaysian Leader Najib’s Accounts Amid 1MDB Probe”, *The Wall Street Journal*, July 2, 2015.

² 伊賀司「<マレーシア>ナジブはなぜ失脚しないのか」外山文子、日下渉、伊賀司、見市建編

-
- 著『21世紀東南アジアの強権政治』、明石書店、2018年、183～184頁。
- ³ 前掲書、187～197頁。
 - ⁴ 田崎亜希子「多民族国家・マレーシアを構成するエスニック・グループの社会文化的背景」『武蔵野学院大学大学院研究紀要』第9輯、2016年、85～93頁。
 - ⁵ 序章でも触れたが、マラヤとは、マレー半島の指し19世紀イギリスの植民地化を受けて、英領マラヤと総称された。1957年マラヤ連邦として独立し、1963年、マレーシア連邦となった。本章では、時代的背景に合わせ、「マレーシア」と「マラヤ」を表記する。
 - ⁶ 1806年ともいわれる。Andrew Burchet が創設した週刊の英字新聞。当時ペナン島はケダ州からイギリスに植民地として割譲されており、プリンス・オブ・ウェールズ島と呼ばれていた。
 - ⁷ 1964年のシンガポールの分離独立に伴い、The Straits Times はシンガポールで発行されるようになり、マレーシア版は、The Straits Times Malaysia となった。現在は New Straits Times である。
 - ⁸ Ganesan Shanmugavelu “A Short History of Tamil Newspapers in Malaya (Malaysia), 1875 – 1960” *Global Research Forum on Diaspora and Transnationalism Report*, May 07, 2017.
 - ⁹ Jawi (ジャウィ)は、マレー (マレー・インドネシア)語を表記する伝統的な文字であり、当時のマレー語の表記方法。現在のアルファベット表記はイギリス統治下の20世紀において採用された文字表記である。
 - ¹⁰ 田崎亜希子「マレーシア中華系住民の移住と定住の歴史過程」『武蔵野学院大学大学院研究紀要』第7輯、2014年、117～127頁。
 - ¹¹ Roff, William R. *The Origin of Malay Nationalism*. Kuala Lumpur: Oxford University Press. 1994. p.84.
 - ¹² *Media Planning Guide Malaysia*, Perception media, 2015.
 - ¹³ Commercial Radio Malaysia (CRM) “History of Radio & CRM”
<https://www.commercialradio.my/about-radio/history-of-radio-crm/> 2018.11.5.
 - ¹⁴ 1940年にイギリス情報省傘下になるまで、公営とされた記録がないためそのように解釈される。
 - ¹⁵ 前掲、CRM サイト。
 - ¹⁶ 前掲、Media Planning Guide 2015 の統計 2014年1月実施。
 - ¹⁷ Commercial Radio Malaysia (CRM) “Trends & Statistics”
<https://www.commercialradio.my/about-radio/radio-trends-statistics-malaysia/> 2018.11.5
 - ¹⁸ 当初、RTM2は、ラングカイアン・ケドゥア (*Rangkaian Kedua*、第2チャンネル)と命名され、テレビ・マレーシアはラングカイアン・ペルタマ (*Rangkaian Pertama*、第1チャンネル)と改名された。1979年には、この二つのチャンネルは RTM1 と RTM2 に変更され、1987年以後 TV1 と TV2 の名称に引き継がれている。
 - ¹⁹ Umi Khattab “Unpacking multiculturalism and Islam in Malaysia” in Jinna Tay and Graeme Turner (eds.), *Television Histories in Asia: Issues and contexts*, New York: Routledge, 2015. pp.131-132.
 - ²⁰ Mohd Sani, M. A., “Media freedom in Malaysia”, *Journal of Contemporary Asia*, 35(3): 2004, pp. 341-376.
 - ²¹ Mustafa K. Anuar “Packing the PM: The art and ideology of political advertising” in Yeoh Seng Guan (ed.) *Media, Culture and Society in Malaysia*, London and New York: Routledge. 2010, pp.49-50.
 - ²² 伊賀司「マレーシアにおける華語紙をめぐる政治」『アジア・アフリカ地域研究』第10-1号、京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科、2010年、35～66頁。
 - ²³ SUARAM, *Malaysian Human Rights Report 2001*, Retailing Jaya: SUARAM Komunikasi, 2001, pp. 91-94.
 - ²⁴ 1961年に UMUNO に買収されている。編集者、ジャーナリスト、その他の新聞従業員は、日刊紙の編集の独立を憂慮し、国家の干渉に抵抗し、93日間のストライキを起こしたが、UMNO の勝利に終わった。
 - ²⁵ UTUSAN ONLINE <http://www.utusangroup.com.my/>
 - ²⁶ Anuar op.cit., pp. 50-51.

-
- ²⁷ Omez, Edmund T. 'Politics of Media Business: The Press Under Mahathir', in Bridge Wslsh(ed.) *Reflections: The Mahathir Years*, Washington, DC: John Hopkins University, 2004. p. 482.
- ²⁸ SUARAM, *Malaysian Human Right Report 2004*, Retailing Jaya: SUARAM Komunikasi, 2004, pp. 72-72.
- ²⁹ Ramanathan, Kollagunta, "The Tamil Press in Malaysia", *Aliran Monthly*, 12(4), 1992, pp.10-13., Anuar, op.cit., p. 51.
- ³⁰ Mustafa K. Anuar, "The Malaysian 1990 General Election: The role of the BN mass media", *Kajian Malaysia*, Vol. viii, No. 2, December, 1990, pp. 82-102., Anuar, 2010, op.cit., pp. 51-52
- ³¹ Zaharom Nain "The impact of the International Marketplace on the Organization of Malaysian Television" David French and Michael Richards (eds.), *Contemporary Television: Eastern Perspectives*, Thousand Oaks and London: Sage Publications. 1996,
- ³² Khattab, op.cit., p. 131.および MCMC のサイト <https://www.mcmc.gov.my/>
- ³³ マレーシアキニ <https://www.malaysiakini.com/>
老舗ニュースサイト、英語、マレーシア語、中国語、タミル語に対応している。
- ³⁴ *Malaysiakini* もたびたび MCMC の捜査を受けている。
- ³⁵ ツイッター <https://twitter.com/chedetofficial> ,フェイスブック <https://ja-jp.facebook.com/TunDrMahathir>, 現在も情報発信に積極的である。
- ³⁶ Siebert, Fred S. and Theodore B. Peterson, *Wilbur Schramm, Four Theories of the Press*, University of Illinois Press, 1956. F.S.シーバート、T.B.ピータンス、W.シュラム著、内田芳美訳『マス・コミの自由に関する四理論』東京創元社、1975年。
- ³⁷ 前掲書。著書の中では歴史的背景に基づき印刷メディアを中心に「プレスに関する・・・」とあるが、現在のマス・メディアは映像や音声が主力となっていることから本論では「マス・メディア」と置き換える。
- ³⁸ McQuail, Denis, *Mass Communication Theory: An Introduction*, Sage Publications, 1983. D.マクウェール著、竹内郁郎、三上俊治、竹下敏郎、水野博介訳『マス・コミュニケーションの理論』新曜社、1985年、106-110頁。
- ³⁹ 前掲書、108頁。
- ⁴⁰ 本多周爾『発展と開発のコミュニケーション政策』武蔵野大学出版会、2006年、147～150頁。
- ⁴¹ Khattab, op.cit., p.131
- ⁴² Slimming, John *Malaysia: Death of a Democracy*, London: John Murray. 1969,
- ⁴³ Khattab, op.cit., pp.140-141